

令和5年第3回東広島市議会定例会

議

案

令和5年8月

目 次

諮問第 1 2 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1
諮問第 1 2 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3
諮問第 1 2 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	5
同意案第 1 2 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	7
同意案第 1 2 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	9
同意案第 1 3 0 号	東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について……………	1 1
同意案第 1 3 1 号	東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について……………	1 3
同意案第 1 3 2 号	東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について……………	1 5
同意案第 1 3 3 号	東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について……………	1 7

同意案第 1 3 4 号	東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について……………	1 9
同意案第 1 3 5 号	東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について……………	2 1
同意案第 1 3 6 号	東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について……………	2 3
同意案第 1 3 7 号	東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について……………	2 5
同意案第 1 3 8 号	東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について……………	2 7
同意案第 1 3 9 号	東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について……………	2 9
同意案第 1 4 0 号	東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について……………	3 1
同意案第 1 4 1 号	東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について……………	3 3
同意案第 1 4 2 号	東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について……………	3 5
同意案第 1 4 3 号	東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について……………	3 7

同意案第 1 4 4 号	東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	3 9
同意案第 1 4 5 号	東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	4 1
同意案第 1 4 6 号	東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	4 3
同意案第 1 4 7 号	東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	4 5
議案第 1 4 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	4 7
議案第 1 4 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	4 9
議案第 1 5 0 号	請負契約の締結について……………	5 1
議案第 1 5 1 号	請負契約の締結について……………	5 3
議案第 1 5 2 号	請負契約の締結について……………	5 5
議案第 1 5 3 号	委託契約の締結について……………	5 7
議案第 1 5 4 号	事業契約の変更について……………	5 9
議案第 1 5 5 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	6 1
議案第 1 5 6 号	東広島市火災予防条例の一部改正について……………	6 4

議案第 1 5 7 号

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び
東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関
する条例の廃止について…………… 7 1

諮問第125号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 山 本 かおる

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第126号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 池 原 ゆかり

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第127号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 岡 由 美

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第128号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 高 橋 康 裕

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和5年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

同意案第129号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 西 本 康 雄

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和5年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

同意案第130号

東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について

東広島市御菌宇財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市御菌宇財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第38号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 長 原 毅

(提案理由)

東広島市御菌宇財産区管理委員の任期が令和5年12月25日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市御菌宇財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第131号

東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について

東広島市御菌宇財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市御菌宇財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第38号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 新 川 健 午

(提案理由)

東広島市御菌宇財産区管理委員の任期が令和5年12月25日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市御菌宇財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第132号

東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について

東広島市御菌宇財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市御菌宇財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第38号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 高 松 博 行

(提案理由)

東広島市御菌宇財産区管理委員の任期が令和5年12月25日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市御菌宇財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第133号

東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について

東広島市御菌宇財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市御菌宇財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第38号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 城 信 誠

(提案理由)

東広島市御菌宇財産区管理委員の任期が令和5年12月25日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市御菌宇財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第134号

東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について

東広島市御菌宇財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市御菌宇財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第38号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 倉 田 和 彦

(提案理由)

東広島市御菌宇財産区管理委員の任期が令和5年12月25日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市御菌宇財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第135号

東広島市御菌宇財産区管理委員の選任の同意について

東広島市御菌宇財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市御菌宇財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第38号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 藏 田 敏 己

(提案理由)

東広島市御菌宇財産区管理委員の任期が令和5年12月25日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市御菌宇財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第136号

東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について

東広島市竹仁財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市竹仁財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 栗 本 幸 夫

(提案理由)

東広島市竹仁財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市竹仁財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第137号

東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について

東広島市竹仁財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市竹仁財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 森 實 繁 憲

(提案理由)

東広島市竹仁財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市竹仁財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第138号

東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について

東広島市竹仁財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市竹仁財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 宮 本 隆

(提案理由)

東広島市竹仁財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市竹仁財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第139号

東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について

東広島市竹仁財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市竹仁財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 門 長 秋 次

(提案理由)

東広島市竹仁財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市竹仁財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第140号

東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について

東広島市竹仁財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市竹仁財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 西 丸 宏

(提案理由)

東広島市竹仁財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市竹仁財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第141号

東広島市竹仁財産区管理委員の選任の同意について

東広島市竹仁財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市竹仁財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 井 上 富 雄

(提案理由)

東広島市竹仁財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市竹仁財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第142号

東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について

東広島市久芳財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市久芳財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 橋 川 孝 志

(提案理由)

東広島市久芳財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市久芳財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第143号

東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について

東広島市久芳財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市久芳財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 見 越 邦 明

(提案理由)

東広島市久芳財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市久芳財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第144号

東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について

東広島市久芳財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市久芳財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 佐々木 勇

(提案理由)

東広島市久芳財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市久芳財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第145号

東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について

東広島市久芳財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市久芳財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 亀 井 彰

(提案理由)

東広島市久芳財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市久芳財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第146号

東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について

東広島市久芳財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市久芳財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 原 田 順 司

(提案理由)

東広島市久芳財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市久芳財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第147号

東広島市久芳財産区管理委員の選任の同意について

東広島市久芳財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市久芳財産区管理会条例（平成16年東広島市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 福 馬 紀 生

(提案理由)

東広島市久芳財産区管理委員の任期が令和5年12月20日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市久芳財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第148号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島芸術文化ホールの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島芸術文化ホール	JCD・NHKアート・日本管財共同企業体 代表者 株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役 古野 浩樹 構成員 株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート 代表取締役 平田 恭佐 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島芸術文化ホールの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第149号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市立美術館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市立美術館	株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦	広島市西区商工センター 二丁目3番1号

- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

東広島市立美術館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第150号

請負契約の締結について

令和5年度交通結節点改善事業西高屋駅南北線（自由通路）整備工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和5年度交通結節点改善事業西高屋駅南北線（自由通路）整備工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

3億9,228万2,000円

4 契約の相手方

東広島市西条上市町5番26号

楠本建設株式会社

代表取締役 新 開 信 之

(提案理由)

令和5年度交通結節点改善事業西高屋駅南北線(自由通路)整備工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第151号

請負契約の締結について

令和5年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（5－2）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和5年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（5－2）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

4億700万円

4 契約の相手方

東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

(提案理由)

令和5年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事(5-2)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第152号

請負契約の締結について

令和5年度小学校施設整備事業西条小学校増築及び改修工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和5年度小学校施設整備事業西条小学校増築及び改修工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

6億9,176万8,000円

4 契約の相手方

神垣組・平原建設特定建設工事共同企業体

代表構成員 呉市広文化町1-32

株式会社神垣組

代表取締役 神 垣 良 子

構 成 員 東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

(提案理由)

令和5年度小学校施設整備事業西条小学校増築及び改修工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第153号

委託契約の締結について

(仮称)八本松スマートインターチェンジ工事等委託に関する細目協定を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年東広島市条例第125号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

(仮称)八本松スマートインターチェンジの設置に係る工事等

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

2億4,545万3,910円

4 契約の相手方

広島市安佐南区緑井二丁目26番1号

西日本高速道路株式会社 中国支社

支社長 赤 松 邦 康

(提案理由)

(仮称) 八本松スマートインターチェンジ工事等委託に関する細目協定を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第154号

事業契約の変更について

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 24億1,634万5,157円」を「3 契約金額 24億1,772万9,630円」に改める。

(提案理由)

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、その事業契約の定めるところにより、維持管理の対価についての価格変動に係る指数が、当該事業契約に定める数以上であることに伴い、当該対価の額を改定する必要が生じたため、事業契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ	都道府県	千円 500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第155号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の7の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同表中25の項及び26の項を次のように改める。

25 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料	申請1件につき	500平方メートル以内のもの	14,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	26,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	58,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル未満のもの	82,000円
26 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に	宅地造成等工事変更許可申請手数料	申請1件につき		変更に係る部分の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積について、前項の面積の区分に応じ、それぞれ

関する工事の計画 の変更の許可の申 請に対する審査（ 変更に係る部分に 切土、盛土又は土 石の堆積をする土 地があるものに限 る。）				れ当該区分 に掲げる手 数料の額と 同一の額
---	--	--	--	---------------------------------

別表第3備考5中「又は盛土」を「、盛土又は土石の堆積」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第3の7の項の改正規定及び次項の規定 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - (2) 別表第3の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）及び附則第3項の規定 広島県知事による本市の区域内における宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項の規定による同条第1項の宅地造成等工事規制区域の指定の公示及び同法第26条第4項の規定による同条第1項の特定盛土等規制区域の指定の公示がされた日
- 2 改正後の別表第3の7の項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされる申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の25の項及び26の項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅地造成等規制法改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項本文（宅地造成等規制法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可を受けた宅地造成に関する工事に係る旧宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更（当該変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限る。）の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、旅館業の許可の申請に対する審査に係る手数料に関する区分を改めるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき広島県知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することに伴い、これらの区域における工事の許可等の申請に対する審査に係る手数料を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第156号

東広島市火災予防条例の一部改正について

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例

東広島市火災予防条例（平成16年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第20条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備であつて、変圧する機能を有しないものをいう。以下この項において同じ。）により構成されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第20条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第20条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分」を「コネクタ」に改め、同項第16号中「当該蓄電池」の右に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第22条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条及び第79条第1項において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第22条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第22条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第20条の2第1項第4号」に改める。

第25条第1項中「日本産業規格」の右に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。第35条第4項において同じ。））」を加える。

第35条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第35条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第53条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア及び第2号中「別表第3備考6エ」を「別表第2備考6エ」に改め、同条第2項第1号及び第2号本文中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号ただし書中「別表第3」を「同表」に改める。

第54条第1項第5号中「別表第3備考5」を「別表第2備考5」に改め、同条第2項第2号中「別表第3備考9」を「別表第2備考9」に改め、同項第3号及び第4号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第54条の2及び第57条第1項第6号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第79条第1項第16号中「蓄電池設備」の右に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。））」を加える。

第82条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1中

	燃		んろ・グ リドル付 こんろ					
			据置型レ ンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固 体	不 燃 以 外	木炭を燃料とす るもの	炭火焼き 器	—	100	50	50	50
燃 料	不 燃	木炭を燃料とす るもの	炭火焼き 器	—	80	30	—	30

」

に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条第1項の改正規定、第35条第3項を削る改正規定、同条第4項第2号の改正規定及び同項を同条第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定、第35条第5項、第53条、第54条、第54条の2、第57条第1項第6号及び第82条第1項の改正規定並びに別表第2を削り、別表第3を別表第2とする改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 公布の日

(2) 第20条の2第1項の改正規定（同項第4号に係る部分を除く。）、同項第1号に次のように加える改正規定、同項第2号にただし書を加える改正規定及び同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に1号を加える改正規定並びに次項の規定 令和5年10月1日

(3) 第20条第1項第4号、第20条の2第1項第4号、第22条、第79条第1項第16号及び別表第1の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の東広島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基

準の適用については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第22条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第20条第1項第4号（新条例第13条の2第1項及び第3項、第20条第3項、第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第22条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第22条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの及び同号に掲げる規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものであって、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。
- 6 新条例第35条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第35条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、その使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準等について必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防法（昭和23年法律第186号）

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

議案第157号

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為
の適正な実施の確保に関する条例の廃止について

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為の適正な実
施の確保に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年8月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為
の適正な実施の確保に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（平成25年東広島市条例第36号）
- (2) 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成29年東広島市条例第48号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、広島県知事による本市の区域内における宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第10条第4項の規定による同条第1項の宅地造成等工事規制区域の指定の公示及び法第26条第4項の規定による同条第1項の特定盛土等規制区域の指定の公示がされた日から施行する。

（東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による廃止前の東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「旧小規模土砂条例」という。）第3条の許可を受けた土

砂埋立行為（旧小規模土砂条例第2条第2号に掲げる土砂埋立行為をいう。以下同じ。）であって、この条例の施行の際現に完了又は廃止がされていないものに係る規制については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧小規模土砂条例第3条の許可を受けている者は、当該許可に係る土砂埋立行為についてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法の規定による許可等（法第12条第1項の許可若しくは当該許可があったものとみなされる法第15条第1項に規定する協議若しくは当該許可を受けたものとみなされる同条第2項に規定する許可又は法第30条第1項の許可若しくは当該許可があったものとみなされる法第34条第1項に規定する協議若しくは当該許可を受けたものとみなされる同条第2項に規定する許可をいう。附則第6項において同じ。）を新たに受けたときは、旧小規模土砂条例第3条の許可に係る土砂埋立行為の完了又は廃止をしなければならない。この場合における完了及び廃止については、旧小規模土砂条例の規定の例による。

4 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び前項の規定により旧小規模土砂条例の規定の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の廃止に伴う経過措置）

5 次項に定めるものを除き、この条例による廃止前の東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（以下「旧土砂適正実施条例」という。）第3条の許可を受けた土砂埋立行為であって、この条例の施行の際現に完了又は廃止がされていないものに係る規制については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧土砂適正実施条例第3条の許可を受けている者は、当該許可に係る土砂埋立行為について施行日以後に法の規定による許可等を新たに受けたときは、旧土砂適正実施条例第3条の許可に係る土砂埋立行為の完了又は廃止をしなければならない。この場合における完了及び廃止については、旧土砂適正実施条例の規定の例による。

7 この条例の施行前にした行為並びに附則第5項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合及び前項の規定により旧土砂適正実施条例の規定の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例又は東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例による規制の対象であった土砂埋立行為について、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法等による規制の対象となることから、これらの条例を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。